

10月になってから慌てない!!

軽減税率導入に向けた 事前準備と実務対策

全ての業種で知っておきたい、価格転嫁・軽減税率制度・インボイス制度

軽減税率制度が実施されると全ての業種の皆さまには「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが毎日の仕事の中で新しく求められます。ギリギリになって慌てないために、事前準備と実務対策を本セミナーでしっかり学んでみてはいかがでしょうか。

〈講師〉

よしなり としかつ

吉成 俊勝 氏

経営工房もんじゅの知恵 代表

中小企業診断士／行政書士

茨城県出身。大手コンピュータメーカーに

て、情報システムの営業職として勤務。その後、通信業、サービス業、製造業企業に勤務。多種多様な経験をし、平成 20 年中小企業診断士の資格を取得し独立・開業。経営の専門家としての知識とスキル、持ち前の探究心と論理思考能力を武器に、中小企業が安定した経営環境のもとその価値ある事業活動に勇往邁進できるよう、事業と経営を応援している。



日時 2019年 8 月 23 日(金)
14:00～16:00

場所 本庄商工会議所会館 2階
(本庄市朝日町3-1-35)

受講料 無料 (会員・非会員問わず)

定員 20 名(先着順)
(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

【主催】本庄商工会議所 【後援】本庄市青色申告会

(2019.8.23) 『軽減税率導入に向けた事前準備と実務対策』 受講申込書

本庄商工会議所 行 FAX:0495-24-3003

申込日(2019/ /)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

講座内容

◆消費増税10%への対応

- ・価格表示
- ・上手な価格転嫁に向けて
- ・請負時期、経理処理について再確認

■軽減税率の導入と実務処理

- ・対象品目：飲食料品、外食の定義
- ・経過措置
- ・税額計算の方法及び特例の施行スケジュール
- ・売上・仕入税額の計算の特例
- ・2019年10月～2023年9月迄の経理方式
『区分記載請求書等保存方式』
- ・2023年10月からの経理方式
『適格請求書等(インボイス)保存方式の導入』
- ・インボイス方式への準備は？インボイス実施後の
免税事業者からの仕入れについて
- ・レジシステムの新規導入と国の支援策 他

